

令和3年第1回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その2)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
23	3. 2. 26	「等々力球場の北側を通る代替道路の整備」を求めることに関する 請願	中原区 等々力町内会 会長 ほか 92名	末 永 直 川 島 雅 裕 押 本 吉 司 大 庭 裕 子 松 川 正 二 郎 重 富 達 也	24川建等再第89号、平成24年10月24日付けの確認書に記載した第2項及び第3項の「等々力球場の北側を通る代替園路の整備」の実行を求める。 また、この代替園路は現在の中央園路と同機能とし、車両が通行できる新中央園路として整備してください。	まちづくり 委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
81	3. 2. 25	鷺沼駅前再開発・タワマンの見直しと今の宮前区役所の存続と二つの図書館・市民館の設置を求める陳情	宮前区 宮前区役所・市民館・図書館の移転に反対し鷺沼駅前開発を考える会 代表者 ほか 7,766名	<ol style="list-style-type: none"> 1 鷺沼駅前再開発事業に関して、全区民を対象に住民説明会を実施してください。 2 今の区役所・図書館・市民館を存続させ、鷺沼に図書館・市民館と区役所支所を新設してください。 3 景観破壊と交通渋滞をもたらす鷺沼再開発・タワマンの事業を見直し、緑を守り、憩いの広場とゆとりある駅前地区にしてください。 4 鷺沼に支所を、野川、菅生に出張所を新設し、向丘出張所の機能を充実してください。 5 震災・災害対策は、現区役所を中心とする体制を維持してください。 	まちづくり委員会
82	3. 3. 5	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	川崎区 川崎市社会保障推進協議会 事務局長 ほか 78 団体	川崎市議会として、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、国に対し、後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよう意見書を提出していただきたく、陳情する。	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
83	3. 3. 15	保育士の全面パート化につながる短時間勤務 保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情	宮前区 新日本婦人の会 宮前支部 支部長	国に対して、「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」を提出してください。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
84	3. 3. 16	J R東海のリニア中央 新幹線梶ヶ谷非常口 「ケーソン工法」採用 に伴う再アセス実施と 隣の井戸から溢れた水 による自宅の被害に関 する工事協定書締結を 求める陳情	宮前区在住者	<p>J R東海による J R東海中央新幹線梶ヶ谷非常口及び資材搬入新設工事の工事説明会が開催され、ニューマチックケーソン工法で工事することが明らかになりました。</p> <p>私の家は梶ヶ谷非常口から 1 k m 辺りにちょうど当たります。私の家の隣の高いほうの土地に、庭の古井戸を避け、アパートが建設されました。その井戸からあふれ出した水が私の家に流れ込み、水の被害を受ける可能性があります。</p> <p>この工法でやることについて、市環境アセスは実施されていないと思います。至急、半径 1 k m 範囲内での市のアセスを実施させてください。その結果、問題がないことのお墨付きが市から出て、また、問題が発生し損害が出た場合、損害を補償する工事協定書を私と市と J R東海と西松建設と 4 者で締結した後であれば、井戸調査に協力したいと思います。</p>	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
85	3. 3. 16	調布市の陥没事故のテレビ報道を見てリニアの大深度工事に伴い自宅で同様の事故や問題が起きないようにJR東海、県と国に対して、具体的に事前の対応策の申し入れや検討いただきたい事項についての陳情	宮前区在住者	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道管が破損した場合、市としての調査、修理などの費用の請求はJR東海に請求すべきです。協定書を結ぶべきではないでしょうか。 2 地盤調査は、100～200メートルごとに実施することを、JR東海に申し入れてください。 3 リニア中心線の左右400メートルを対象に家屋調査を実施するように、市からJR東海に依頼すること。 4 外環道の被害の補償に関してNEXC O東日本は個別交渉のみで団体交渉は認めていない。JR東海に対しては、団体交渉を認めるよう申し入れてください。 5 説明会に関して、直接の被害者のみ参加できるが、被害の可能性のある住民も説明会に参加できるように、JR東海に対して申し入れてください。 6 県と国に対する申入れ事項 大深度地下法の改定で、損害が発生した場合は補償すること。大深度法を盾にずさんな工事をした場合に罰則を設けること。 7 今から国、県、市、議員、JR東海、有識者、弁護士、市民からなる常識のある中立的な第三者委員会を設置すること。 	まちづくり委員会